

令和7年度桜井市トイレカー一式に係る仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、桜井市（以下「発注者」という。）が購入するトイレカー（以下「車両」という。）の艤装、性能及びこれらに関する事項について定める。
- 2 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、最新基準の排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。
- 3 車両は、新規車両を使用し、この仕様が十分満足できる艤装とする。また、これに使用する材料は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品、付属品はすべて新規製品のものであること。
- 4 この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、発注者の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、すべて発注者の解釈に従うものとする。
- 5 付属品、積載品等の取付位置については、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。
- 6 提出書類は次によるものとする。
 - (1) 受注者は、製作に先立ちこの仕様に基づき次のものを2部提出して、製作上の細部にわたり十分打ち合わせ、承認を受けるものとする。
 - ア 製作工程表
 - イ 車両概要図
 - ウ その他、発注者で指示するもの
 - (2) 完成納入にあたっては、次の関係図書を1部提出すること。
 - ア 納品書
 - イ 車両概要図
 - ウ シャシ取扱説明書
 - エ 艤装部分取扱説明書
 - オ 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - カ その他、発注者で指示するもの。

第2 納入台数

2台

第3 仕様

この車両は、感染症対策における避難所の適切な運営、自然災害等の発生によりライフラインが寸断された被災地におけるトイレ不足の早期改善、また、観光地の移動式仮設トイレと

して使用できるように、次のとおり仕様を定めるものとする。

(1) 全体構造

ア シャシは、最新式のトイレカーに用いることができる軽自動車シャシとし、国土交通省が規制する最新の排出ガス規制に適合するものであること。

イ 運転席・助手席はシャシメーカー標準仕様とする。

ウ シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。

また、ステップ、ブラケット、手すり及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。

エ シャーシフレームに艀装上の構造物及び枠組取付台等を取り付ける場合は、弛緩しない方法とすること。

オ 車両のカギは、シャシ純正とすること。

カ バッテリーは、車両走行用とトイレ部分用の2系統とすること。トイレ部分用バッテリーの充電は車両エンジンを駆動させる、または外部100V電源入力のもちらでも可能なこと。

キ 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口（付近に給油燃料名を表示）は、給油が容易な位置とすること。

ク 艀装ボデー部分は、軽量化、防錆、防水性及び耐久性を十分考慮するとともに、総合的な重量軽減、車両重量のバランス等を考慮しFRP製とすること。

ケ トイレ部分への昇降用階段を取付けること。

コ 各ステップ及び昇降用階段はすべり止め処置を施すこと。

(2) 車両

ア 寸法は全長3,700mm×全幅1,760mm×全高2,750mm以下とすること。

イ トランスミッションATとすること。

ウ 最大積載量は250キログラム以上であること。

(3) 装備・付属品（標準もしくはオプションで装備、装着していること）

①標準装備ほか

②エアコン

③サイドバイザー

④運転席・助手席エアバック

⑤フロアマット一式

⑥パワーウインドウ

⑦パワーステアリング

⑧ドライブレコーダー（詳細は別紙参照）

⑨バックアイカメラ

⑩スペアタイヤもしくは応急パンク修理キット

⑪その他道路運送車両の保安基準により義務付けられている装備

※テレビチューナーがついていないこと。

（４）トイレ設備

ア トイレ設備はユニバーサル仕様とし、大便器、手洗い場、オストメイト用便器、オムツ交換台、ベビーキープ台を各1基設けること。

イ 大便器の便座は洋式便座（温水洗浄便座、ウォシュレット）とし、便器に水洗機能及び臭い逆流防止機能（フラッパー機能）を設けること。また、便座付近の適切な位置にトイレレットペーパーホルダー、除菌液用ホルダー、トイレ用擬音装置を取り付けるとともに、扉に施錠機能を設けること。

ウ 換気設備及び照明設備を適切な位置に取り付けること。

エ 衣類掛け等のフック又は荷物置き場機能を適切な位置に取り付けること。

オ バッテリーは、車両走行用とは別にトイレ部分用に設けること。トイレ部分用バッテリーの充電は車両エンジンを駆動させる、または外部 AC100V 電源入力のどちらでも可能なこと。さらに、ボデー天井にソーラーパネル（100W）を取付けることで、ソーラーパネルから充電も可能なこと。

キ 夏季の熱中症対策のためトイレ架装部分に冷房専用エアコンまたは扇風機等を設け、外部 AC100V を入力することで作動できるようにすること。

ク FRP 製貯水タンク（100L 以上）を設け、貯水タンクへ給水できる給水口及び強制排水口を取り付けること。また、トイレ設備へ送水するための電動ポンプを取り付けること。また、配管には凍結防止用ヒーターを取り付けること。

ケ FRP 製便槽タンク（280L 以上）を設け、便槽タンクからの汲取口及び強制排水口を取り付けること。

コ トイレ室内は防水加工していること。

サ 小物収納スペースがあること

（５）トイレカーIoT システム

トイレカーの以下の情報をクラウド上にデータをあげることで、遠隔地でもトイレカーの稼働状況を容易に把握できるシステムを設けること。

- ・ 清水/汚水タンクの残量
- ・ 非常ボタンの作動状況
- ・ GPS 情報（車両位置情報）
- ・ サブバッテリー電圧

- ・空室状況
- ・稼働状況（使用頻度）
- ・気温（凍結対策）

また、以下のいずれかの状態となった際に自動的に設定したメールアドレスにメール通知する機能を有すること。

- ・清水タンクの残量がある一定の量より少なくなった場合
- ・汚水タンクがある一定の量より溜まった場合
- ・気温がある一定の温度以下となった場合

（6）車体文字入れ

車体に文字入れをすること。デザイン等については、発注者と事前協議を実施すること。

第4 検査

- 1 完成検査（納入時検査時）は、新規登録後、発注者が指定する日時及び場所で行うものとする。

第5 補則

1 登録等について

- （1）トイレカーは糞尿車登録とすること。
- （2）予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等一切を代行するものとする。
- （3）納入までに要する経費は、受注者の負担とする。ただし、自賠責保険料、租税公課費用（重量税）及びリサイクル法関連費用については納品時に別途請求すること。
- （4）自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。
- （5）任意保険については、別途桜井市において加入するため積算に含めないこと。

2 保証

本車輛の保証期間は、検収の日より1年間とする。但し、保証期間以降といえども、設計不良、工作不良に起因する不都合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行なうこととする。

3 修理・点検等

納入後において、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品提供を必要とする場合は、迅速かつ円滑に対応するものとする。

4 納入

- (1) 新規登録後、各部の清掃手入れを実施のうえ、発注者へ納入すること。
- (2) 納入時、車両の燃料タンクは満タンとする。

5 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議とする。

6 納入場所

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1

桜井市役所

7 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日

8 その他

この仕様でない事項については、協議のうえ、決定するものとする。

別紙

ドライブレコーダー仕様書

1 規格・品番

セルスター工業株式会社 CS-23FH

2 同等品について

- (1) 外形寸法が、概ね W100mm×H100mm×D50mm 以内であり、カメラとモニターが一体であること。
- (2) ダッシュボード上部又はフロントガラスに機器の設置が可能であること。
- (3) 車両の起動キーと連動し起動開始及び終了すること。
- (4) 常時録画及び衝撃録画ができ、G センサー内臓であること。
- (5) フレームレートが 27.5fps 以上であること。
- (6) 動画の解像度が 1920×1080 ピクセルに対応していること。
- (7) 視野角が 100 度以上であること。
- (8) 記録媒体が SD カード又は microSD カードであること。
- (9) GPS 機能を搭載しており、事故等による衝撃を検知した際の場所等を記録することが可能であること。
- (10) DC12V 及び DC24V の両方に対応していること。
- (11) 電源は、シガーケーブルタイプではなく配線ケーブルタイプであること。

3 付属品

- (1) 納入機器 1 台につき 1 枚、納入機器で使用可能な class10 以上かつ 8GB 以上の SD カード又は microSD カードを用意すること。
- (2) PC での動画の再生にソフトウェアが必要な場合は、必要なソフトウェアを一式添付すること。
- (3) 機器設置に配線、付属品等が必要な場合は、一式を添付すること。

4 車両への取り付け

- (1) 車両への取り付けは受注者が行うものとする。
- (2) 設置するドライブレコーダーの電源は、シガーソケットからではなく、安易に電源が切れない場所から取ること。